

ガチな日本が読める雑誌。

# 月刊 同和と在日

第7号

2011.6

反原発のシンボル・広瀬隆が娘の自然食品店をPR  
**新連載**

「自演」

高山文彦「糾弾」が書かない  
「立花町差別はがき事件」の真相の「真相」

ワイド 同和に群がる懲りない面々

大阪沖繩県人会に抗議されていた大阪府同和教育の「大恥」

同和地区間い合わせ電話を解放同盟に通報した長野市

人権を大安売りする中野国家公安委員長の薄っぺら「感性」

八女の同和地区に育つ違法ケシの怪

**連載**

滋賀県同和行政バトル日記⑦

示現舎

12日午後の爆発後には、福島第一の避難民には、40歳未満の全員が甲状腺癌を防ぐために沃化カリウム(ヨード剤)を服用した。すでに原発銀座の福井県若狭では、ヨード剤が国の一元管理となって、一般には入手できなくなっている。おそらく福島県に送っていると想像される。現地では緊急事態の場合に、子供たちにヨード剤を飲ませるが、その副作用を考えると、あまり好ましくない。

酵母菌の入った手作りの生味噌がよい。  
酵素飲料も、色々あるので選ぶほうがよい。  
くわしくは、自然食の店「ころ」  
☎03-3392-5911(中央線荻窪駅)に  
聞いてください。

「どや顔」。関西弁で得意げになっている様をいう。福島第一原発事故以降、市民運動家、ジャーナリスト、作家を問わずどや顔で東京電力、政府、原子力行政を批判する面々が増加中だ。連日のように東京・有楽町の東京電力本店前では、反原発団体、市民による抗議集会が開かれ、そして福島原子力発電所事故対策統合本部の記者会見には多くの“ジャーナリスト”が押し寄せる。記者会見場で彼らが行うのは、

「質問」というよりも、むしろ「アジテーション」「演説」の類。時にはまるで部落解放同盟の行政交渉や自治労など労働組合の団交のように会見場が荒れることもあった。

勇ましい言葉を東電社員や原子力安全・保安院の職員に投げるたびに「ユーストリーム」「ニコニコ動画」で視聴しているネットユーザーたちは狂喜する。そしてツイッターには「信奉者」がまるで「神託」が如く、その演説内容を拡散していく。確かに東京電力、原子力行政ともに追

及されるべきであろう。ただ、だからと言ってどんな批判でも許されるのか。時には風説、デマも飛び交う。

東日本大地震発生後、千葉県市原市のコスモ石油の製油所で火災が発生すると「コスモ石油の火災で舞い上がった有害物質と原発からの死の灰を避けるため、濡れないように」このようなデマがネット上を駆けめぐる。

「福島から避難した静岡の病院で小学5年生が亡くなりました」5月に入るとこんな話がツイッター上で広まったが、もちろんこのような事実はない。面白いことにこれらデマを広めているのは、著名な文化人、ジャーナリストたちである。だが不思議なことにツイッター上では情報が奇異であればあるほど、むしろ信ぴょう性が高まり彼らの「信者」たちは熱狂して広めていくのだ。むしろ事態が暗転するほど、彼らの“どや顔”はより恍惚《こうこつ》感を増していく。そんな印象だ。

そして今、最も“どや顔”を決めているのが、作家・広瀬《ひろせ》隆《たかし》氏かもしれない。『危険な話 チェルノブイリと日本の運命』『ジョン・ウェインはなぜ死んだか』はベストセラーになり、80年代は「ヒロセタカシ現象」を起こし、反原発運動の旗手になった人物だ。福島第一原発事故以降、再び注目を浴び、そして目下、講演会は多数。著作も多く刊行されている。蘇った「ヒロセタカシ現象」である。とは言え彼の主張を真に受けていいものか。

3月23日、東京・早稲田奉仕園スコットホールで「緊急報告会／広瀬隆・広河《ひろかわ》隆一《りゅういち》『福島原発で何が起きているか？』」でのこと。福島第一原発事故の解説をした広瀬氏は、甲状腺がん予防のヨード剤が手に入りにくい、という話をした後、「酵母菌の入った生味噌がいい」といいと話を始め、なんとスライドで自分の娘が経営している自然食品の店を紹介したのだ。スライドで堂々と店の電話番号まで紹介しながら、「あとで娘に怒られる」「今のは忘れてください」という広瀬氏はまさしく“どや顔”。ドサクサまぎれに身内の店をアピールとは“商売”と言われても仕方がないところだ。

これには古参の反原発運動家も眉をひそめる。

「高速増殖炉もんじゅのナトリウム漏れ事件の際も情報公開や調査、そして裁判によって様々な新事実が出てきたが、それらはデータや地道な調査があつてのこと。広瀬氏のような発言があると、反原発運動自体がうさん臭く思われてしまう。かつては座り込みの反対運動でも国労のゼッケンをつけてきた一派には“今日はそっちと違う”と言って参加を断ったこともあつた。それくらい反原発運動は強い信念があつたものだが、福島の一件以来、パフォーマンス化している」

さらに勢いがつきそうな現在の「反原発運動」。事態が暗転するたびにむしろ“どや顔”をしそうな人が増殖しそうなのである。（三）

5月の初旬、取材陣は、福岡県 | 八女《やめ》市 | 立花町《たちばなまち》を訪れていた。さすがに九州だけのことはあり、関東から来た我々には5月とはいえ暑く感じられた。強い日差しの中、とぼとぼと矢部川の土手を歩く。矢部川というのは福岡県南部を流れる一級河川だ。土手沿いの道を下ると茶畑が広がる。暑いが決して不快ではない。これが「 | 薫風《くんぷう》」というのだろうか。時折、風が吹くと茶の香りがふわっと漂ってくるのが心地良い。あちこちに用水路が複雑に入り組んでおり、その近くには麦畑が広がっている。用水路をのぞくと小魚が勢いよく泳いでいた。思わず靴でも脱いでザブザブ川に入って遊びたくなる。なにやら井上陽水の『少年時代』とか大江千里の『夏の決心』がBGMで流れてきそうな風景だ。

だが残念ながら我々がここに来た目的は、川遊びでもなければ、自然散策でもない。「立花町」この名でもうお目当てはお分かりだろう。立花町の元嘱託職員が起こした「差別ハガキ自作自演事件」、部落解放同盟側の表記だと「差別ハガキ偽造事件」の取材である。同事件については、まず2003年12月に旧八女郡立花町で発生した「立花町連続差別ハガキ事件」（事件の概略は別資料を参照）に遡《さかのぼ》る。ハガキは、同町教育委員会社会教育課に勤務していた部落解放同盟福岡県連合会立花支部員、熊本《くまもと》和彦《かずひこ》のもとに「立花町子ども育成会」を名乗る差出人から送付されてきた。最初のハガキにはこのように書かれていた。

部落のあなたが、子どもを指導してくれますと、子どもに部落が伝わります。子どもを体験塾に参加させたいのですが参加させられません。社会教育課をやめてください

部落解放同盟はこれを差別事件として問題視し、町ぐるみで取り組みが始まった。熊本は、学習会、講演会にも講師として登壇し、差別解消を訴えた。一嘱託職員で、末端の同盟員にすぎなかった熊本が一躍、ヒーローになり、そして部落差別の被害者としてスポットライトを浴びたのだった。その後もハガキは送られ続け合計44通も送られることになり、その都度、解放同盟は解放新聞に書きたて、2006年12月7日には県議会でも取り上げられた。立花町で起こった事件が、県全体の問題に発展していく。

ところがこのハガキは熊本本人の「自演」だったことが判明する。そして熊本は2009年7月7日、偽計業務妨害罪で福岡県警に逮捕された。

同事件は部落解放同盟にとって「人権救済法」を訴える上でも絶好の差別事例で、ハガキが送られるたびにそのボルテージも上がっていったが、それが「自演」だったのである。しかも身内の。“ハシゴを外される”そんなレベルではないだろう。約6年間も市民、行政、議会そして警察まで巻き込んできたわけだ。

そして作家の高山《たかやま》文彦《ふみひこ》も“ハシゴを外された”一人だ。高山は松本治一郎の半生をつづった『水平記』の著者であり、部落解放同盟との関係も深い。穿《うが》った見方をすれば彼は同盟のスポークスマン、そんな印象さえある。彼もまたハガキ事件を「差別事例」として著書などで取り上げてきた。そして自演という結末...

熊本の逮捕からほぼ一年後、『週刊ポスト』（2010年8月20日）で高山の連載が開始された。タイトルは『糾弾《きゅうだん》』。「差別ハガキ自作自演事件」を扱った記事である。当初、誰もが数回の連載で終わると思ったに違いない。ところがこの記事は同誌2011年5月20日号まで続けられた。考えてみれば不思議な記事だ。福岡の片田舎で起こった事件についてこう時間と誌面を割く必要はあるものだろうか。この連載の間、週刊ポストに限らず週刊誌メディアは、内閣官房機密費、検察庁問題、小沢一郎民主党元代表の政治資金問題、記者クラブ問題など政治関連のテーマに事欠かなかった。しかも東日本大地震、福島第一原発事故が発生すると、世間の関心は完全に「地震・原発」に集中することになる。ところが『糾弾』は続く。まるで高山自身が「まだ言わせろ！」「私も解放運動も間違っていない」そんな怨念が記事全体に込められたかのようだ。週刊ポストの競合誌、『週刊現代』が中年のSEXを扱った記事で部数を伸ばしたこともあって、ポストも同様にSEXをテーマにした特集を組んだ。号によっては巻頭から突然、SEXシーンのマンガが出てくる時もあった。この体裁に、部落問題をテーマにした『糾弾』が掲載されるのだから、違和感を抱いた読者もいたかもしれない。

部落解放同盟と対立する人権連、全日本同和会など他の運動体関係者、保守系の政治団体関係者に取材で接触するたびに必ず『糾弾』が話題になった。また、部落解放同盟員の中にも『糾弾』を疑問視する人もいた。おおむね彼らの意見は「解放同盟の釈明」「ただのキャンペーン記事」「モノトーンな同和地区像」といった感じで手厳しい。もちろん我々も同様の感想を持っていた。

高山は大宅《おおや》壮一《そういち》ノンフィクション賞、講談社ノンフィクション賞の受賞歴を持つ著名な作家だ。世間一般にとってみれば彼の知名度も信頼度も高いだろう。だがここが問題だ。

少し閑話《かんわ》。古代中国の思想家、韓非子《かんぴし》の思想にこんなものがある。齊王《さいおう》がある絵師に何を描くのが一番難しいのか問うた。絵師は「犬や猫」と答えた。次に王は何を描くのが易しいか問う。絵師は「妖怪」と答えた。絵師曰く「犬や猫は誰もがよく知っているから正確に書くのは難しい。だが妖怪は誰も見たことがないから何とでも描ける。だから易しい」このように説明したという。

思うに立花町の同和地区で起こった事件など世間的にはそう大きな関心事ではない。ごく普通の読者は、同和地区がいかなるものか正確に理解できているとも思えない。そこに大作家と大手雑誌が描く「同和」と「差別」。はっきり言おう。彼らならば“いかようにも”描けるのだ。それゆえに、いかなる権威も持ち合わせない我々が、全く別の視点で事件を追うことには価値があるはずだ。

一体、立花町で何が起き、何が自演に向かわせたのか、そして、どうして皆が騙《だま》されてしまったのか。行政、運動体、メディアに潜む「妖怪」を炙り出していこうと思う。



## 「週末社長」という裏の顔

早朝の博多駅 | 筑紫《ちくし》口。取材陣はここで合流した。お互いに夜行バスで来たためどこか気だるい。取材でよく夜行バスを利用するが「東京－博多間」は、我々の間で通称“地獄バス”と呼ばれる。約18時間の車中はなかなか厳しいものがある。しかし、来た以上は目的を果たさなくてはならない。手配していたレンタカー店に行き、自動車を借り受け、八女市立花町に出发だ。

「こんなことでもない限り八女なんて来ないだろうな」

「そういえばホリエモン（堀江《ほりえ》 貴文《たかふみ》・元ライブドア社長）も八女だよな」

こんなことを言いながら博多から国道3号線をひた走った。黄砂のためか空は霞んではいるが、天気は快晴、どこに行ってもオレンジ色のヒナゲシの花が満開である。約1時間半もすると八女市に入った。後々、悩まされることになるが、差別ハガキ自演事件が発生した2003年は「八女郡立花町」。ところが昨年2月1日の市町村合併によって立花町は八女市に編入し、旧町の担当職員や文書の所在が曖昧になってしまった。このためわずか数日の取材なのに、市役所と旧町舎を何度も行き来することになる。



モスグリーンこと新矢部川大橋。国道3号線で旧立花町に入ったことを示すよい目印だ。

八女市中心部を過ぎて約10分、見覚えのある橋が見えてきた。旧八女市と旧立花町の境界にある「新 | 矢部川《やべがわ》大橋」である。実はこの橋は「グーグルストリートビュー」でも見ることができるため、我々が目にするのは初めてではない。この橋は現在では珍しくなった「

トラス橋」で非常に情緒を感じさせる。『糾弾』でも連載第一回でこの橋を象徴的に描写している。

ようやく現在地がどこだかわかったのは、モスグリーンのレトロな鉄橋が霧の向こうからにじみ出るようにあらわしたからである。立花まで来ているのだな、と私は霧の奥の町並みを目に浮かべた

この鉄橋をはじめて渡ったのは、今年2月のはじめであった。以来、ひと月に2度から3度のペースで通いつめてきたので鉄橋は見慣れた風物になってはいたが、霧に幻惑されたせいか、このときばかりはなんとも言えぬ物悲しさをたたえたような風情に、しばしのあいだ言葉を失った。

矢部川に架かるこの鉄橋を渡れば立花町である。矢部川が八女と立花を分ける境界なのだった。そして橋を渡ったらすぐに右に折れ、堤防沿いを少し行けば、通いなれたあのムラにたどり着く。

我々の最初の目的地は、熊本和彦の自宅である。その場所を知るきっかけになったのは、インターネット上に未だに残っている、「【週末社長】で借金5000万円完済し年収6000万になった男のHP!」というホームページである。そこに「週末社長」である熊本の住所と電話番号が掲載されていたことから、熊本が逮捕されるとたちまち「2ちゃんねる」等で話題となった。

ホームページには「【週末社長】で独立開業・・・本業をやめずに副収入!」「実は、ベンツに乗ってる【週末社長】なんです!」など、景気よく、そして怪しげな文言が並ぶ。果たして「週末社長」とは何なのか? ホームページの説明には「【週末社長】とは、「| Herbalife《ハーバライフ》」で独立開業した方です。」とある。ハーバライフ社のホームページの説明を読むと、健康食品や化粧品の販売会社であり、個人の販売員により商品を販売し、販売員に利益を分配するシステムとなっている。要はマルチ商法の会社である。つまり、これは熊本自身がプロバイダ等のホームページサービスを使って作成したものではなく、ハーバライフが宣伝のために熊本の名前を使って作成したホームページであることは明らかだ。囑託職員でありながら、副業にも手を出していたわけである。しかし、我々にとっては、わざわざ自宅の場所を聞いて回る手間が省けたことはありがたかった。

『糾弾』によれば、「ムラ」は橋の右側にあるという。しかし、「週末社長」の住所は、橋よりも左側だ。「ムラ」がどのようなところか、もちろん興味はあるが、まずは本人に会うことを優先し、道なりに左側へ進んだ。

ところで、我々が『糾弾』に違和感を覚える理由の1つが、『糾弾』には事件の現場となった「ムラ」の地名が全く出てこないことである。被差別部落の場所を明かすと、そこに住む人が特定され、差別の原因になるから——といったお決まりの言い訳は通用しない。前述の鉄橋のようなヒントを出されてしまえば、事件の現場である「ムラ」の場所を、地図から容易に特定することができるからだ。おそらくは、被差別部落の地名を出す行為を「部落地名総鑑だ」と抗議してきた団体のメンツ、それに従ってきたメディアの慣習といったものを守るためだろう。お役所言葉で言うところの「行政の継続性」を「前例踏襲の事なかれ主義」であるとメディアや運動体はしばしば批判する。しかし、それはそっくりそのまま彼らにも返ってくる。熊本の実名についても同様だ。『糾弾』では「山岡一郎」という仮名にされているが、熊本は事件中に講演会や出版物等で実名を公にしたため、もはや収集がつかないほど拡散してしまっており、今さら隠すことに意味はない。だから、実名を伏せようとする配慮は、本当の意味で誰かを守ろうというので

はなく、単に「関係者の人権に配慮しましたよ」と言い訳するためのポーズに過ぎないと思えてしまうのだ。





八女市役所立花支所（旧立花町役場）の駐車場脇にある看板。

カーナビが示す「週末社長」の住所に着いた。ホームページの情報では、「週末社長」の所在地は「町営さくら台住宅」となっている。しかし、それらしい建物がどうしても見つからない。

そんな我々がひとまず向かったのは、旧立花町役場、現在の八女市役所立花支所である。あいにく今日は日曜日なので、支所は静まり返っている。時折、ドライブの休憩と思しき人たちが敷地内のベンチで休んでいるくらい。こういう時にまず我々はいつも掲示板や看板や案内図に目を通す。そこに催しや、地域性、また時には部落解放同盟と行政の関係性、そんなものが垣間見える時もある。しかし、この八女市支所にはそれらしきものはない。だが立花町時代に作成したと思われる標語の看板があった。「人を大切にし差別を許さぬ明るい町を作りましょう」。西日本の自治体ならどこにでもありそうな文言だ。とは言え看板は日に焼けて色あせ、土埃《つちぼこり》にまみれ、ナメクジが這《は》った痕《あと》が何本も残っている。ある意味、この看板の汚れ具合が事件の風化を意味しているような気がした。正確に言うと、もうどうでもいい、もう忘れたい、なかったことにしたい、そんな思いの象徴でもあったと言えよう。

我々は立花支所を起点に町内の散策を開始した。あまりの日差しに額がヒリヒリしてくる。帽子を持ってこれば良かったと後悔しつつ、トボトボと立花町めぐりが続く。しかし、この徒労の散歩も、あの事件の舞台となった地域を知るには非常に役に立った。

現在地は「八女市立花町 | 山崎《やまさき》」（旧八女郡立花町大字山崎）。しかし、この山崎という地域は思いのほか広い。「ムラ」の場所も立花町山崎なら、そこからかなり離れたとこ

ろにある市役所支所の住所表記も立花町山崎だ。山崎全体が同和地区というわけではなく、そのうちの一角が同和地区であろうことは容易に想像できた。『糾弾』にはこうある。

はじめて案内してくれたのは、部落解放同盟筑後地区協議会の組坂《くみさか》幸喜《こうき》書記長だった。その古風な鉄橋にさしかかったとき、ムラの人から聞いたというこんな話を彼はしてくれた。

「どこの部落の人間にも似たような傾向があるんですが、ここのムラの人たちも、どこか近くの町で会合があって、遅くなって相乗りしてタクシーで帰って来るとき、この橋を渡り終えたら右に曲がってもらえばいいのに、ここでいいからと渡ったところで下ろしてもらおうと言うんですね。タクシーが見えなくなるまでその場に立って、そうしてすっかり見えなくなってからやっと自分のムラへ帰っていく。僕にはその気持ちが分かるんです。どこに住んでいるのか、人に知られたくないんです」

この話をした組坂幸喜書記長。この名を聞いてすぐにお分かりだろう。組坂 | 繁之《しげゆき》部落解放同盟中央本部執行委員長の親戚で、地元では極真空手の師範としても活動しており、青少年の指導の実績が認められ書記長になったそうだ。

それにしても、このような地方の片田舎だ。どこの家にも自家用車はあるはずなのに、タクシーで相乗りをするという状況がどうしてもイメージできない。仮に会合で酒を飲むとしても、同じ「ムラ」の誰かがハンドルキーパーを引き受けるか、家族に送ってもらうか、代行を頼めばすむ話だ。しかも、『糾弾』にはこんな記述がある。

そのムラのほとんどの住民はふたつの姓のどちらかを名乗っている。ムラの名前とともにどちらかの姓を告げようものなら、八女地方の人にはすぐにそれと知れてしまう。だから彼らのほとんどは出身を訊かれないように寡黙なふりをとおし、土木現場で飯を食うときなど人の輪から離れて飯を食ってきた。

姓でそのムラの住人だと分かってしまうのなら、タクシーを見送ってまでムラの出身であると隠そうとするものだろうか。

現地に来て分かったことであるが、「どちらかの姓を告げようものなら、八女地方の人にはすぐにそれと知れてしまう」ということに関しては誤りだ。『糾弾』では2つの姓を、日本人にはよくある「佐藤」「鈴木」という姓に置き換えているが、現地に来ればそれぞれ「牛島《うしじま》」と「上嶋《うえしま》」（あるいは「上島」）であることがすぐに分かる。しかし、我々は八女市内に入ってから「牛島商店」「牛島自動車」のように「牛島」の姓が入った看板をいくつも見かけた。

八女市の電話帳で確認してみると、牛島姓は旧立花町も含め、八女地域ではありふれた姓である。住所を見ると、市内各所に散らばっている。上嶋または上島姓は、牛島よりは少なく、確かに立花町山崎に多い。確かに八女地域で上嶋または上島と言えば同和が多いということになるのかも知れないが、立花町山崎以外、あるいは立花町山崎でも『糾弾』で示される「ムラ」の外にもそれなりにある。そして、少なくとも牛島姓に関しては『糾弾』に書かれていたことは完全に嘘である。後で地元の方にこの点について聞いてみたのだが、「まあ高山さんがそう思ったからそう書いたのだろう」といった反応であった。

おそらく、これも『糾弾』に違和感を覚える理由だ。同和地区の悲壮感を演出するが、そこには誇張や、事実の歪曲がある。解放同盟員が差別事件を自作自演して逮捕されたことによる解放

運動の権威の失墜に対して、再び差別を強調して世間の同情を買うことで、バランスを取ろうとする意図が見えてしまうのだ。それが皮肉にも、自ら差別事件の被害者となることで同情を買った熊本の行為と重なってしまう。

鉄橋の左側に、我々は驚くべきものを目にした。それは、「上嶋商店肥料流通センター」という看板が掲げられた大きな倉庫のような建物である。『糾弾』では「鈴木商店」とされている会社の建物だ。

企業情報等を発信しているデータマックス社のニュースサイト、Net I B Newsには「スーパーゼネコンレポート」として、この「株式会社上嶋商店」に関するレポートが掲載されている。それによれば、事業内容は有機質肥料製造販売、年商は8億4800万円、「茶の一大産地である地元八女の茶畑向けや地元立花みかんの農家向けに有機質肥料を製造販売。地元からは決算数値以上の好評価を受けており、代表の個人資産も厚い」とある。驚くほどの優良企業だ。これほどの企業の経営者なら、さぞ立派な邸宅に住んでいるに違いない。

それはともかく、どうしても「さくら台住宅」の場所が分からないので、通りがかりの住民に聞いてみると、「さくら台と言えばあっち」と、橋のある道路の向こう側を指さした。そこは「ムラ」があるという鉄橋の右側である。ホームページの住所とちがうのにと、釈然としない思いを抱きつつ、その方向に行ってみると、3棟の真新しい団地が現れた。

「これだ、間違いない！」そう思い、部屋番号を探すが見つからない。そんなことをしながら正面の入り口を見ると「山崎住宅」と書かれたプレートがある。ここは「さくら台住宅」ではないようだ。

隣には、立花町隣保館がある。ここは、部落解放同盟福岡県連立花支部の事務所でもあった。隣保館の前には「よかところ光友《みつとも》MAP」という案内板があり、隣保館の管轄地域である光友小学校区内の小字名と人口が細かく書かれていた。全国的には小字は廃れつつあるが、なぜか福岡では小字があたりまえのように使われているところが多い。町を散策すると、大きな地図では分からないが地元ではおなじみと思われる小字名が書かれた案内板をあちこちで目にする。中には難しい地名もあり、何と読めばよいのか戸惑うこともあるが、数字で何丁目といった無機質的な表記よりは、風情があっている。





隣保館の管轄地域を示す地図。

矢部川と用水に挟まれた「ムラ」は「中洲」と呼ばれている。福岡市内の有名な繁華街「中洲」とは大きく様相が異なるがここももう一つの中洲なのだ。そこで、「ムラ」とか「同和地区」とか「被差別部落」と呼ぶのではなく、これからはちゃんとした名前である「中洲」と呼ぶことにしよう。

この地図を見ると、中洲が同和地区指定され、同和対策事業が行われた理由がよく分かる。ここは文字通り矢部川の中洲にあり、素人目にもよく分かる水害の危険地帯なのだ。中洲の集落はもともと鉄橋の左側、前述の上嶋商店の付近にあったものが、1997年から2003年にかけて現在の場所に移転してきた。現在の場所も川の中洲には変りないのだが、盛土で3メートルほど底上げしてあるという。我々も通ってきたが、以前の中洲はもっと低く、本当に川の中洲そのものといった場所だ。たとえここが「被差別部落」でなかったとしても、移転せざるを得なかったであろう。住民の生命と財産を水害から守るために。

それにしても『糾弾』で書かれる「ムラ」のイメージは現在の中洲とかけ離れている。山崎住宅は都会の真ん中にあってもおかしくないような、綺麗な団地だ。団地には大きな駐車場があって、公園も設置されている。駐車場には、高級なセダンやSUVが止まっている。なぜかクラウンが多いのはどうしてだろうか。

山崎住宅周辺の住民にさくら台住宅の所在地を尋ねてみたが、知らないという。そこで、スマートフォンで八女市役所のホームページにアクセスし、さくら台住宅の場所が書かれていないか調べてみると、「週末社長」の住所とは全く別の場所だった。単にホームページに書かれた住所が間違っていたのである。







矢部川堤防からさくら台住宅を見下ろす。

目標のさくら台住宅は、山崎住宅から矢部川沿いに、さらに西に行ったところだった。結局、『糾弾』の記述にある通り“モスグリーン”こと新矢部川大橋を右に曲がる、これに従えば良かったのである。

山崎住宅からすぐ北側の土手に上がり、西へ行く。そしてついにさくら台住宅に到着した。そして、我々は土手から見下ろした風景に思わず嘆息《たんそく》し、脱力感を覚えた。

土手から望むさくら台住宅。絵に描いたような二戸一《ニコイチ》が立ち並ぶ。ただちょっと異質感も漂った。我々は、関西地方でも多くの二戸一を見てきた。それらは老朽化して場合によっては、味わいがあったりしたもの。“人が住む”そして“人が生きる”、何か一種の生命力に満ちていたものだ。しかしこのさくら台住宅のそれは、そこそこ新しく、オシャレ感もある。だからこそ醸《かも》し出される無機質さ。一体、どんな整備計画でこの住宅群を作ったのだろうか。解放同盟も、行政も、表向きには同和地区を隠そうとする。でもどうだろう。このさくら台住宅は、これみよがしな同和住宅だ。

地元の方には失礼と知りつつ、率直な感想を書く。鳥取ループの頭にまっさきに浮かんだのが、戦時中にアメリカで作られた「日系人収容所」の写真だ。余裕のある土地に整然と並べられた住宅は、それにそっくりだった。はっきり言えば、まるで「ゲッター」。この言葉が相応しい。そして、三品純はこう考える。もし私に娘がいたとしよう。彼女がこの家の出身者に嫁ぎたい、と言ったら、反対とまで言わなくても訝《いぶか》しく思うかもしれない。孫の顔を見に行く、

そんな気も起こらないかもしれない。それは「部落差別」という理由ではない。この無機質感に対する抵抗だ。なぜ改良住宅を作るにしてもこのような形式をとったのか理解に苦しむ。

我々は土手から坂道を下りた。その途中、道の脇や畑、広場に紫色の美しい芥子《けし》の花が何本か咲いていた。ここから熊本宅を訪問するのは簡単だった。早速家のチャイムを鳴らす。少しドキドキしてきた。自演事件を起こした熊本とはどのような人物なのだろうか。今までの取材の経験上、たいていこのような時はドヤされて追い返されるオチだ。まあある意味では、ドヤされに行っているようなものだが、我々の直撃に対してどんな反応をしてくれるのだろうか。

「はい」と言ってドアが開いた。それは、彼の息子だった。

「あの、熊本和彦さんはおいででしょうか」

「いえ今、いません」

「お帰りは？」

「分かりません」

これだけのやり取りだった。が、ショックだったのは、熊本がまだ家族と住んでいることだ。自分の夫、そして父が、自演ハガキを書いたのだ。父親は差別ハガキによって一時期、部落民の英雄になった。一介の嘱託職員が「講師」の肩書まで得るまでになった。そして見事なまでの転落。この一家は僅《わず》かな間の栄枯盛衰に立ち会っていたのだ。ある意味では、この息子も全てを知る一人なのだろう。それ以上に、そもそもまだここに住んでいることも驚きだった。

さて当初、我々取材陣は、いまだに解放同盟から糾弾されている熊本に同情的でもあった。彼は事件のスケープゴートに使われているのではないか。そんな思いもあった。なぜならこのような「自演事件」は他でも事例があって、これは運動体の体質が引き起こすものであり、その体質を熊本個人に転嫁しても無意味だ。だからどうしても熊本からの説明を聞きたい。彼を自演に仕向けたものは何か、を語ってほしかった。とにかく、どこかで時間をつぶして彼の帰宅を待とう、そう思った。

その前に、我々はさくら台住宅の近くをしばらく散策した。2列に連なるさくら台住宅の横には、持ち家と思われる住宅が、これもまた2列連なっていた。こちらはさくら台住宅とは対照的に、都会の高級住宅地にあっても不思議ではない立派な家が多い。中にはどう見ても「豪邸」と言える家もあった。我々は、これがいわゆる“同和御殿”なのかと早とちりするところだったが、その表札を見て我々は納得した、前述の上嶋商店の経営者のお宅である。

これが『糾弾』に描かれた「被差別部落」のもう1つの側面だ。1970年代以降、部落解放運動の基盤になった命題に「部落と部落民にとって不利益な問題は全て差別である」というものがある。これは、提唱した人物の名前から「朝田理論」と呼ばれ、しばしば部落解放同盟の対立団体などから批判される。当然、我々もその考えには疑問を持つ。

部落問題を扱う文献には「差別」という言葉がいくつも出てくる。『糾弾』も例外ではない。部落が豊かになれないのも差別、部落に住みたがらないのも差別、部落民と結婚したがるのも差別、そして差別事件を自作自演することも差別だ。とにかく、どんな問題も「差別」の2文字に凝縮してしまえば、それで片付いてしまう。「部落民」からそう言われてしまえば誰も正面きって反論しない。行政も「おっしゃる通り差別ですね、それでは何とかいたしましょう」と動き始める。

それは一見問題解決の手段として有効そうに見えるが、本当の問題を覆い隠しているように思えるのだ。少なくとも、現在の中洲という地域は貧困と差別が同居するという、モノトーンな同和地区像が当てはまる地域ではない。「立花町山崎の上嶋だ！」と堂々と看板を出して商売をしても、十分に成功できる素地がある。一方で、差別とは別の問題もある。底上げされているとはいえ、川の中洲に好んで居を構えたいとは正直思わない。だからと言って、今の住民にしてみ

れば、ちりぢりになってまで住み慣れた中洲から外に出ていくことも好まないだろう。地理的な問題は、良かれ悪かれ地域の特性として受け入れるしかない。しかし、整然と並ぶ二戸一住宅に関しては、もっと自然な景観を保つ方法があったのではないかと思う。その点は追求したいところだ。

中洲から出発する直前、どうしても先ほどの芥子の花が気になった。我々はそれらを写真に収めた後、ひとまず資料収集のために図書館へと向かった。

## 調査の概要

1. 調査の目的：本市では、「同和」問題の根本的解決を目指して、様々な分野で具体的施策に取り組んできた。その結果、生活環境等の面では一定の成果がみられるようになったが、「同和」問題解決の根幹ともいえる教育、就業、健康、啓発活動の分野では未だ多くの課題を残している。そのような中、国の方針の転換等もあり、本市においても、これまでの「同和」問題に対する実績と成果を総括し、今後の取り組みの方向を明確にする必要に迫られている。そのため、「同和」地区住民の生活の実態を把握し、今後の「同和」問題の早期解決に寄与することを目的として実施した。

2. 調査対象：本市「同和」地区

3. 調査方法：本市職員による面接・留置調査の併用

4. 回収状況：

	下川犬	北国武	全体
配布数	42 世帯	25 世帯	67 世帯
回収数	37 世帯	20 世帯	57 世帯
回収率	88.1 %	80.0 %	85.1 %

5. 調査期間：平成14年10月～11月末日

(注)報告書の中に前回調査とあるのは、「八女市『同和』地区実態調査」(S62年)を指す。未調査の項目は、(\*)で示す。

八女市の同和地区実態調査報告書。

「部落解放」(2010年1月10日)に「差別ハガキ偽造事件」について部落解放同盟福岡県連合会の「最終見解と決意」が掲載されている。それには差別ハガキ事件が始まり、自作自演が発覚するまでの時系列の経過が書かれ、事件への反省と謝罪が述べられている。熊本の行為については、「差別糾弾闘争の意義と成果を根底から破壊する、許しがたい裏切り行為」と断じている。一方、その背景として「差別事件を偽造すれば糾弾がおこなわれ、行政当局が要求を受け入れてくれる」という思惑と、同盟員の間にあったのではということが述べられている。そして、対策として「同盟員教育」を強化すること、各地協任せになっていた糾弾会に対して県連が「点検活動を重視」していかなければならないとしている。

「差別事件」が起こるたびに、運動団体は「市民への啓発が足りないからだ」と行政に迫るが、今回は啓発の対象が同盟員、啓発の実施者が運動団体と、そっくりそのまま逆転したわけだ。

もう何十年も同じような啓発をし、同じことを繰り返してきたはずなのに、その中身に疑問が向けられることはあまりないように思う。そこで、図書館というのは、自治体でどのような啓発が行われてきたのかを知るための資料の宝庫だ。

早速郷土資料コーナーで同和事業や同和教育関係の資料を探してみたのだが、残念ながら旧立花町関係の資料がほとんど見当たらない。図書館の職員に聞いてみると、旧立花町の行政資料は旧役場や公民館などに分散しており、図書館としても収集はまだ始まったばかりなのだという。ようやく見つけたのが「立花町史(1996年)」にある、町の同和事業についての記述だ。

資料によれば住宅新築資金等貸付事業が59件、技能習得資金等貸付事業が26件、同和住宅建設28戸、その他は地区の生活環境整備、隣保館の建設といった内容だ。同和教育については



、同和地区児童生徒の学力の向上、進路保障、関係機関団体との連携といったお決まりの内容が書き並べられている。小さな町ということもあって、目立って派手な事業は行われていない。一番大きな事業は集落移転事業であろうが、実際に移転が行われたのはかなり遅く、1997年以降のため、当然町史にはまだそのことは書かれていなかった。

我々は最初に県連の見解を見たとき、立花町でも行政に対する激しい糾弾が行われ、行政と運動体が言わばズブズブの関係にあり、利権がはびこっていたのではないかという印象を持った。しかし、町史を読む限りではそのような様子は読み取れない。町を巡ってみれば分かるが、目立った産業といえばタケノコくらいしかない町だ。そもそも利権でズブズブになれるほどの金があるようにも見えない。

立花町における同和行政がどれほどのものだったのか、当時は近隣自治体であった八女市と比較すると分かりやすいだろう。そこで、我々は図書館には豊富にある八女市の資料を調べてみた。そうして見つけたのが「平成5年3月八女市「同和」問題指導手引き「まごころ）」という本である。これは名前のとおり、市民に対する同和問題についての啓発を行う指導者のための手引書である。その中に「「同和」対策事業の概要」という記述がある。それには同和対策事業予算の財源の内訳が数値として示されており、1969年から1991年までの総事業費が6億3440万8000円、それに対する八女市の一般財源からの負担が1964万5000円とされている。つまり、事業費のほとんどは国や県の負担、あるいは起債（借金）ということだ。さらに同和事業に関する制度をフルに活用すれば、1000万円の道路工事がわずか67万円で済むということが示されている。同じ事業を一般事業として行くと、市の負担は少なくとも666万円かかるという。そして、こんな“営業トーク”で追い打ちをかける。

- ①単純に666万円—67万円=599万円が浮くことになり599万円で他の市単独の事業が出来る。
- ②指定地域を中心にした地域の環境が同対事業によって低財源で整備することができる（圃場整備や近隣の町内）。
- ③環境整備すると地域の活性化をはかることができる。
- ④事業を進めることにより地場産業が発展する、雇用確保も！
- ⑤八女市における部落差別の現象面での解消を図ることができる。

要は同和事業を行うと、同和地区以外の人もこんなに儲かりますよ、と言っているわけである。以前も他の自治体の職員から同じような話を聞くことは度々あったのだが、啓発書という形でここまで露骨な物を目にしたのはこれが初めてであった。すると、差別で金儲けしようという発想があったとすれば、少なくとも立花町だけの問題ではなく、むしろ八女市のように行政ぐるみで「功利主義」がはびこっていた自治体がいくつもあったのではという疑問は当然出てくる。

もう1つ、八女市関係では興味深い資料がある。八女市が作成した「「同和」地区実態調査報告書（要約版）平成15年3月」という行政資料だ。どうせ実態調査と言いながら、肝心の部分はぼかしてあるのだろうとタカをくくっていたのだが、最初のページを見た瞬間、その予想は見事に裏切られた。下川犬《しもかわい》、北国武《きたくにたけ》という地区名がストレートに書いてある。

そう言えば、八女市の文書にはなぜか、「同和」のように、ことごとく同和に鍵カッコが付けられている。これは、同和という用語が「同胞融和」に由来し、天皇制に通じることから、そのまま使うことを嫌って「いわゆる同和」という意味合いで鍵カッコを付けるもので、解放同盟系の運動団体の文書の書き方である。すると、八女市の場合は行政が解放同盟とズブズブどころか、行



政自体が解放同盟ではないのかという疑いが出てくるのだ。解放同盟は、特に組織内部では同和地区名を隠さない。部落地名総鑑事件以降、外部に向けては同和地区名を公にすることを非難するが、本質的には「穢多であることを誇る」団体である。すると、実態調査報告書に地区名がためらいなく書かれている理由も合点がいく。こうなると、旧立花町だけではなく他の八女市内の同和地区も訪問してみなければなるまい。図書館には他にも興味深い資料があったのだが、それはまたおいおい紹介することにしよう。

図書館で資料収集をしているうちに、夕方になった。そろそろ熊本が自宅に戻っているだろう。我々は再びさくら台住宅を訪れた。家の前に、本人のものと思われる車が停まっている。今度こそ本人に会えると確信し、チャイムを鳴らした。

「はい」と中年男性の声がした。そして出てきたのが熊本和彦、その人だった。自作自演発覚前に手記が書かれた「部落解放」で本人の写真は見ていたが、それよりも少し痩せたように見えた。第一印象は、どこの町役場にでもいそうな、普通のおじさんである。

後に知ることになるが、熊本は決して饒舌《じょうぜつ》な人ではなかった。むしろ話は不得意な人だったようだ。しかも自演事件について尋ねたいという我々の申し出に対し、声が大きくなるはずもないだろう。

「何も話すことないですよ」

そういうのみだ。

「いえ、我々はむしろ熊本さんに責任があるのではなく、解放同盟や行政の体質に問題があるのではないかと考えているんですよ。ですからぜひお願いします。少しだけでもお話をお願いします」

一瞬、熊本の顔が安堵《あんど》したようにも見えた。それでも態度は頑《かたく》なだ。

「そのことについては、話さないことにしていますので」

「そうですか。では何かお話頂けたり、ご協力できることがあったらぜひこちらに」

と、我々は名刺を渡した。

「解放同盟の支部はどちらになりますか？」

「私が所属していたのは立花支部ですよ」

しかし、その他は何を聞いても話せないというだけで、事件の核心について全く踏み込めない。おそらく支部から口止めでもされているのだろうか。この時点ではそう思っていた。ともかく実際に会えて良かった。ほとんど会話にならなかったが、まずは名刺を渡せたのが良かった。「営業は断られた時から始まる」という題名の本があった通り、これは最初の一步に過ぎないのだ。

その日、八女市の第三セクターのレジャー施設「べんがら村」で一風呂浴びたあと、旧立花町内にある道の駅「たちばな」で一泊することにした。この辺りは竹林が多く、タケノコの生産量は日本一だという。竹を原料に作られる竹炭も名物で、道の駅では竹炭で濾過した水を飲むことができる。

「熊本さん、気が小さそうなのに、糾弾されて気の毒だな」

「あの人だけに問題があるわけじゃないのに」

こんなことを思いながら眠りについた。しかしその後、我々が熊本に抱いた思いや予想はモノの見事に崩されていくことになる。（次号へつづく）

## 大阪沖縄県人会に抗議されていた大阪府同和教育の「大恥」

沖縄が日本に復帰する一年前の話。「沖縄県」として編入するため議会、行政、条例などの制度整備が続けられる一方、教育行政ではどう「沖縄」を教えるのかについても議論が進められていた。それを同和教育、人権教育に利用しようとしたのが、大阪府教委である。昭和46年1月22日、大阪府教育委員会は吉澤《よしざわ》正七郎《しょうしちろう》教育長（当時）の名で「にんげん（中学校用）について」という文書を各市町村の教育委員会に通知し、教育現場でも使うように要請した。もともとこの「にんげん」は、同和問題、被爆者などを扱った人権教育の副読本。小学校を対象に配布していたものだ。そして復帰に伴い全国解放教育研究会が中学生用に沖縄問題を取り入れ編集。「沖縄の問いかけるもの」なる読み物を作成し「沖縄人差別」を取り上げたのである。

「沖縄の問いかけるもの」ではT君という中学生が沖縄に行き、彼に対して教師が沖縄差別を説く、こんなスタイルで進められている。一部を抜粋してみよう。

T君。きみが学んだ「部落差別」のことを思い出してほしい。「沖縄差別」と「部落差別」とは、歴史性も社会性もたしかにちがう。明治以来、貧しい家庭の子どもが学校を休めば、校長や駐在所の巡查、場合によっては村長さまが、その“不心得”をさとしたものだが、それが部落の子どもたちなら、だれも気にもとめなかった。就職も、結構も、いや、きみたちが学んだように、部落差別はひどすぎた。そのかずかずの差別を、ぼくたちは平気でしてきたのだ。しないまでも、見すごしてきたのだ。しかし、この差別と、沖縄の人たちへの差別と、ぼくたちの心のなかで、果たしてどれだけのきよりがあるのだろうか。「沖縄」と対して、ぼくたち日本人には自分自身が見えてくる。あの沖縄ののどかな芝生の連なりが、実はおそろしい軍事基地であることが見えてくるように—。もちろん「沖縄差別」も、ときの政治を左右した人たちがつくりだしたものだ。だが、沖縄の人たちを「現実に差別してきた」のは、ぼくたち日本人自身だった。日本人には、その自分自身のみにくい姿が、見えなかったのだ。

本土のぼくたちが歴史のなかで、沖縄の人びとにしてきた差別のかずかずとともに、いまでも沖縄の人たちを“恐怖のなかに放置している”差別を、考えてみてほしい。本土のぼくたちは、部落に対して「なにををするのか」と問われているのと同様に、沖縄に対して「なにををするのか」と問われているのだ。

沖縄と同和、まるで前提の異なる現象を強引に結びつけるこの種の言説自体は特別、珍しいことでもなく、今でも「人権教育」の現場や集会では同様の教材や主張をよく目にする。そして、まるで同和側から沖縄に「連帯しよう」とでも言いたげだ。ところが、面白いことにこの「にんげん」に対して、大阪沖縄県人会側が「No」を突きつけたのである。

県人会側は府教委側へこう反論している。

沖縄差別と、部落差別は、全く異質のものであり、心情的差別の量にいたつては比較する事自体が無意味な程、雲泥の相違がある。府教委も、質、量共に、違いのあることを認めている。然るにこれ程違うものを単なる差別という広い範疇で取り上げ、部落解放を標榜する副読本に、沖縄を併記掲載したら如何なる結果を生来するかという事である。ある学者は『人はイメージを頼りにして物事を判断する』といつている（日本の思想）この副読本は『解放を必要とする心情的被差別者を収容する本』というのが平均的イメージだと思われる。だとすれば、沖縄も心情的解放を必要とするものとなる。然るに、今見て来たように、沖縄の場合、過去はいざ知らず現在、心情的差別『蔑《さげす》まれ軽蔑』されている事実は、格別に取り上げて、事挙げする程はないことを知った。然るに、この読本を持つイメージで判断されれば、オール沖縄県も亦《また》未開放部落の一種なりという印象を、否応なく植え付けられる怖れが多分にあると思われる。特に相手が、批判力の弱い児童生徒にして見れば、なほ一層その感を深くする。

同和教育、同和事業のためなら利用できるものは何でも使え！ と「にんげん」で沖縄にすり寄ってはみたものの思い切り、拒否された格好なのだ。この件を検証してみて改めて思う。行政や運動体が守りたいのは、「人」ではなく「自身の主張」と「事業」であると。（三）

## 愛荘町事件の再現？ 同和地区問い合わせ電話を解放同盟に通報した長野市

解放新聞中央版（2011年5月16日）に“「〇〇地区の部落を知りたい」と長野市人権同和政策課へ問い合わせ”という記事が掲載された。

「〇〇〇〇地区の部落を知りたい」と2月16日午後5時ごろ、長野市役所の人権同和政策課の直通電話に、市内の部落を問い合わせる差別電話事件があった。

電話の相手は、明瞭な話し方をする男性で、声から比較的若く20～30歳ぐらいに聞こえたという。同人権同和政策課は、翌17日に市保健福祉部長、市教育委員会教育長、教育次長に報告。さらに北信教育事務所、長野地方法務局へ報告し、18日には市長、副市長へ報告した。

報告を受けた市協議会は、直通電話に履歴が残る設備や差別を受ける側への視点、人権侵害救済に関するとりくみの要請をおこなった。

### 市内の部落を問い合わせた差別電話事件

職員 人権同和政策課です

相手 〇〇〇〇地区の部落を知りたい。人に頼まれている、教えて欲しいのだが

職員 どちらさまでですか。訳は

相手 ……（沈黙）

職員 教えることはできません。聞いてくること自体が差別です

相手 ……やっぱりそうですか

職員 そういうことを聞いてくること自体差別

相手 ……（無言で電話を切る）

この記事から思い出されるのは、本誌「滋賀県同和行政バトル日記」のきっかけとなった、2007年8月16日の「東近江市民による電話での愛荘町役場への同和地区問い合わせ差別事件」であろう。愛荘町の場合は、着信履歴に残されていた電話番号から電話をかけた人が割り出され、その情報が解放同盟に提供されて糾弾会となった。記事を読む限り、長野市でそうならなかったのは、単に電話に着信履歴が残るようになっていなかったからである。

ともかく、こうなれば次にやってみることは1つである。私は早速長野市人権同和政策課へ電話をかけた。

名前を名乗った後、「長野市内の同和地区の場所を知りたいんですけど、どうやったら分かりますでしょうか」と直球な質問を投げかけると、電話口に出た職員は「…少々お待ち下さい」と言い、しばらく保留音が鳴った後、別の職員に交代した。次に出てきた職員は部署名と名前を名乗った後、こんな質問をしてきた。

「まず、大変失礼なのですがお名前とご連絡先を教えてください。可能ですか？」

当然、本名、住所、電話番号と個人情報をフルに伝えた。以降、職員との会話は次のとおりである。

職員 「今、担当の者から引き継いだのですが、長野市内の…」  
鳥 「はい、同和地区なのですがどうやったら知ることができますか？」  
職員 「これ、大変失礼ですが意図はどういったことなのでしょう？」  
鳥 「別に意図を言う必要はないと思いますけどね」  
職員 「何か研究ということになるのですか？」  
鳥 「調査というか、取材です」  
職員 「この調査は不動産とか結婚ですか？」  
鳥 「そういった事は言う必要はないと思いますけどね」  
職員 「まず、連絡先などを教えていただきありがとうございました。ここは人権同和政策課という名称の通り、同和問題等が根強く残っていることを解消するために啓発を中心とした業務を行っております。従って、法律上切れてしまっている同和地区というのは行政上の概念でして、現在長野市では把握しておりません。」

これは意外であった。解放新聞のとおり「聞いてくること自体が差別」と門前払いされるかと思っただ、そもそも把握していないので答えられないという対応なのである。詳しく聞いてみるとこういうことだ、現在長野市では未だに結婚や不動産関係で根強く残っている差別を解消するための啓発業務をしており、同和地区がどこかということ特定すること自体が差別という認識だというのである。そして、その事業は解放同盟と連携してやっているという。

解放同盟と言え、都道府県連があり、その下に市協があり、そして地区ごとに支部がある。ご承知のとおり、解放同盟の支部が分かれば必然的に同和地区がどこにあるのかということも分かる。そこで、「解放同盟の支部は把握しているのか？」と聞いてみたところ、「市協から先のことまでは把握していません」ということであった。

しかし、後で同和地区について「知らなくて答えられないのか、知ってて答えないのかどちらでしょうか？」と突っ込んでみたところでは、「把握している部分はございます」ということだった。同和対策が終わったと言っても、長野市内には4つの隣保館、16の「人権同和教育集会所」がある。当然、その場所のほとんどは同和地区である。そうでなくても信州といえば島崎藤村の「破戒」の舞台であり、どこが「被差別部落」なのかということも、地元で長く住んでいる人にとってはよく知られたことだ。市役所の職員ともなれば、なおさらであろう。

例えば筆者は長野市の郊外、旧 | 松代町《まつしろまち》にある大室《おおむろ》古墳群に観光に行ったことがあるのだが、山中の古墳群の麓《ふもと》には教育集会所があって、少し離れたところには隣保館がある非常に分かりやすい同和地区であった。同行した地元の同級生によれば「信州 | 若穂《わかほ》と言え、それでは有名」（松代とその隣の若穂地区には被差別部落が多い）であるという。

ところで、解放新聞に書かれていたように、問い合わせがあったことが解放同盟に報告されるのかということも聞いてみた。



鳥 「解放新聞で読んだのですが、さきほど聞かれた私の個人情報を市協に提供したりするのでしょうか？」

職員 「事の成り行きによりましては、特に不動産や結婚に関わる問い合わせについては重大な人権侵害になりますので、法務局等とも相談してそういう狙いのもとに担当させていただきますが…」

鳥 「場合によっては提供されることでしょうか」

職員 「個人情報の流出になりますし、地域を特定するというのそういうことなので」

鳥 「個人情報というのは誰の個人情報ですか？」

職員 「お問い合わせいただいた地域が同和地区ですかということは、問題であるということになりますので」

話が噛み合っていない部分があるが、職員のいう「個人情報」というのは、「どこが同和地区か」という情報のことである。一方で私が言うところの「問い合わせをした人の個人情報」は、解放同盟に流れてしまうということがあるようだ。

ついでに愛荘町の一件を知っているかどうか聞いてみたところ、案の定知らないということであった。

そして職員は最後にこう締めくくった。

「他の課も含めて特別対策はなくなっておりますが、ぜひ皆さんで力を合わせて偏見等なくなるようお力添えいただきまして、ぜひ一緒に取り組んでいただければと思います。」

33年の同和对策事業の痕跡はそう簡単に消えそうもない。人間は好奇心の強い動物だから、調べれば分かる以上「市役所に問い合わせる」という、ある意味大胆な行動にでる人がいるのも必然的なことだ。

部落差別の存在をちらつかせ、すんでのところでは教えない。それが余計に人々の興味を誘い「差別事件」は繰り返される。そしてそれがまた「部落差別」の存在を証明するものとして「啓発」の材料にされていく。啓発のための啓発という無限ループはいつまで続いていくのだろうか。

(鳥)

## 同和、在日、隠れキリシタン 人権を大安売りする中野国家公安委員長の薄っぺら「感性」

民主党政権が発足してからというもの不思議な閣僚人事が続いている。特に韓国の反日デモに参加した岡崎トミ子参院議員が国家公安委員長に就任した際は、多くの人が疑問を感じただろう。そしてその後、内閣改造で国家公安委員長の職について中野《なかの》寛成《かんせい》氏も果たしてこのポストが適任なのかどうか疑問だ。さらに不思議なのがその発言の“軽さ”である。中野氏の地元、大阪府の部落解放同盟関係者がこう証言する。

「なぜか数年前から中野氏は“自分は同和地区出身者だ”と言い始めたそうだ」

中野氏の著書でもこうした出自については明かされてはいない。中野氏の議員事務所に確認してみると、担当秘書は「本人は否定しています。ただもともと隠れキリシタンの村に生まれたとは言っています。そのことはHPにも掲載していますのでそちらをお読みください」と説明する。

中野氏のHPのプロフィールをのぞいてみると「昭和15年11月26日、長崎市生まれ。満4歳の時、原爆体験。呉服商の父が倒産し、昭和29年8月、中学2年の時に豊中市へ。アルバイトで家計を助けつつ苦学」とある。さらに「中野寛成の波乱万丈」というコラムでは「私の父の郷里は、長崎県 | 西彼杵郡《にしそのきぐん》黒崎村《くろさきむら》（現在・長崎市 | 下黒崎町《しもくろさきまち》）といい、長崎市の北西部に位置します。東シナ海に面した夕日の美しい村です。昔から隠れキリシタンの里として知られ、遠藤周作の「沈黙」の舞台ともなっています」と生い立ちを説明している。

原爆体験をして、隠れキリシタンの里に生まれた、何らやとりあえず“悲劇的”な現象をひたすら「盛った」かのような経歴だ。

ではなぜ、前述した同和地区出身の話が生じたのだろうか。どうも過去の講演での発言が原因のようなのだ。『中日新聞』（1998年5月11日）によると、『私の母は部落出身民主の中野氏 差別撤廃訴え』という記事が掲載されている。

「わたしの母親は被差別部落の出身であります」。民主党の中野寛成代表代行は十日、来賓として出席した部落解放同盟全国大会（福岡県春日市）のあいさつで「（両親）二人の間で、時にこの差別の問題が夫婦げんかの種になった。子供としてはどうしたいかと本当に困惑したことがある」と語った。さらに「わたし自身健康そうに見えますが、いわゆる色覚異常であります」と打ち明け「このこと（色覚異常）は明らかに就職差別や結婚差別の対象となっている。差別意識を除去するための運動を強くしなければならぬ」と差別撤廃の重要性を切々と訴えた。

どうやらこの母親に関する情報がめぐりめぐって、「同和出身」という話になったようなのだ。それにしても原爆体験者の上、色覚異常というのだから一体、何重苦の人なのか？

そしてある時は解放同盟で差別撤廃を訴えたとか思えば、在日本大韓民国婦人会中央本部60周年記念式典では「政権交代を機会に、地方参政権を実現したい。政権政党という立場から、議員立法よりも政府自らが責任を負うという意味で政府提案に向け準備している。遅くとも来年春の通常国会には実現させたい。民主党として全力を尽くす」と話す。とりあえず「人権めいたもの」をひたすらまき散らすその様は“薄っぺら感性”の名がふさわしい。（三）





すくすくと育つアツミゲシ（八女市国武で撮影）。

シリーズ「自演」の取材中に見つけたケシの花、園芸に詳しい読者であればピンと来たのではないだろうか。ケシといえば品種によってヘロインの原料となり、日本では許可無く栽培することは禁止されている。

5月にはオレンジ色の「ナガミヒナゲシ」の花が全国各地で満開になるのだが、これはもちろん麻薬成分を含まない、合法的な品種である。しかし、立花町山崎中洲の「さくら台住宅」の近くに生えていたケシの花は紫色で、明らかに別の品種であった。気になった我々はそれを写真に撮り、翌日福岡県八女総合庁舎内にある南筑後保健福祉環境事務所に持ち込んだ。

写真を見た職員は、間髪入れずにこう言った。

「セティゲルムですね、植えてはいけないケシです」

保健所ではセティゲルムとよばれるそのケシは、一般にはアツミゲシと呼ばれる品種である。特徴は花全体が薄い紫色で、花の中心部を覗くと濃い紫色の模様があること、葉はギザギザがあり茎を抱きかかえるような形をしていることだ。実は麻薬成分が含まれているので、栽培は違法である。しかし、大麻などと違ってケシの実から「製品」であるヘロインを作ることは非常に手間がかかる。しかもアツミゲシはもともと麻薬の原料として栽培するための品種ではないため実が小さく、麻薬用として栽培しても割りに合わないと言われる。そのためか、アツミゲシの違法栽培が摘発されたという例は聞かない。その代わりに、毎年春になると園芸用のケシと間違えて栽培して、保健所や警察が抜き取りに来たということがニュースになる。

「後で抜き取りに行きますので、場所を教えてください」

職員がそう言って住宅地図を持ってきたので、さくら台住宅の付近を指し示しておいた。

保健所を出た後、我々は別の用事で下川犬《しもかわい》へ向かった、目的地に差し掛かる直前、道路脇に生えた無数の紫色の花が目に入り、急いで車を止めた。驚くことに、それも全てアツミゲシだった。県道横の民家の庭と思われる場所に、たくさん生えていた。もちろん、これも保健所に通報しておいた。

次に我々は北国武《きたくにたけ》に向かった。目的地に着いて集落の中程にあるプレハブ小屋の横を見ると、ここにも立派なアツミゲシが生えていた。当然、これも通報である。

どうして「植えてはいけないケシ」がこんなにもあるのか。保健所の職員に聞いてみると、九州の気候がケシの生育に適しているらしく、南筑後保健所の管内でも毎年30件程度の通報があるという。“ケシ粒”と言われるようにケシは実の中に無数の細かい種をつけ、それが風で四方八方に飛び散ってしまうので、一度でも花が咲いて実を着けるのを見逃すと、ところかまわず生えてくるのだ。

しかも、違法なケシといえ、ケシはケシなので花としての美しさは園芸種と変わらない。道端に咲いていても、刈り取ってしまうのは忍びない。それどころか、知らずに自分の家の花壇で観賞用に栽培してしまう人も多いと聞く。そうして、もともと繁殖力が強いケシの繁殖を、人間が手助けしてしまうのである。

その後、保健所から連絡があり、土地の所有者に確認してケシを処分したとのことであった。幸い、意図的に栽培されていたものではなく、どこからか種が飛んできて偶然生えたものだった。

読者が見つけた場合は、最寄りの保健所か警察に通報しよう。興味本位で実をかじったりしないように。職務質問されて、尿検査でもされたら手が後ろに回りかねない。

それにしても、どうしてこう同和地区に向かう途中に限って見つかるのだろうか？ そうだ、そもそも我々は八女市では同和地区ばかり巡っていたのであった。（鳥）



## 第2回「近江八幡の部落史—くらしとしごと」



筆者が近江八幡市役所から購入した「近江八幡の部落史—くらしとしごと」。

京都新聞（2009年6月12日）に、次の記事が掲載された。

町名挙げ「同和地区だった」と発言  
近江八幡の富士谷市長

滋賀県近江八幡市の富士谷《ふじたに》英正《えいしょう》市長は12日の定例市議会本会議での答弁で、同市内の町名を挙げて「同和地区（被差別部落）だった」と発言した。

市議が個人質問で地域の課題や進ちょくをただしたのに対し、「同和地区だったが、（同和対策事業の対象となる）地区指定を返上された。一般施策としてまちづくりを進めてきたために遅れた」と述べた。

富士谷市長は「歴史的事実であり、差別意識をもって発言したわけではない」としている。

メディアはこのように同和がからむ話題となれば、その場所がどこであるかをはっきりと報ずることはないのだが、筆者はその町が「若宮《わかみや》町」であることを後で知った。

最初に手がかりになったのが、昭和40年代に部落解放同盟滋賀県連合会により刊行された研究書「滋賀の部落」である。「滋賀の部落」には、現在の近江八幡市 | 中小森町《なかこもり》付近の「未解放部落」について「中小森村内3部落」として解説されている。そしてそれは細工《さいく》村（現在の大森《おおもり》町）、××村、堀上《ほりあげ》村（現在の堀上町）であると書かれている。「滋賀の部落」は当時同和対策事業を辞退した地域は伏字にされているため、××村が富士谷市長が言う同和地区だった部落であることは間違いない。しかし、1974年に刊行された「滋賀の部落」の総集編版では××村が「十座《じゅうざ》村」であることがはっきりと書かれており、その代わりに現在名が××町と伏字にされていた。そして、「十座村」がこのことか調べていたところ、部落解放研究所が発行する雑誌、部落解放研究（2003年8月）に「近江の太鼓づくり」という記事があり、それには安政4年に中小森村十座の教信寺《きょうしんじ》に門徒が太鼓を寄進したと書かれているのである。

ここまでヒントが出てしまえばあとは簡単だ。近江八幡市中小森町付近で教信寺という名前の寺を地図で探すと、若宮町にあることが分かる。しかも、2009年末から2010年初頭にかけて部落解放同盟滋賀県連の支部員名簿の流出事件があった際に、県連の支部リストも流出しており、その中に若宮支部があることから、若宮町が「被差別部落」であったことは確実なのである。

こうして「滋賀の部落」を手が掛かりに、文献から若宮町を特定するには、それなりに手間がかかってしまったのだが、若宮町がいわゆる「未指定地区」であることは地元ではあまりにも有名過ぎる話のようだ。草津市のある解放同盟員は「近江八幡の若宮なんて、同和対策事業やってないけど、特別に差別が残っているとかないもんね」ということを、平然と話していたものである。

前置きが長くなってしまったが、今回紹介する「近江八幡の部落史—くらしとしごと」（近江八幡市発行）は若宮町のことも含め、近江八幡市内の全ての同和地区のことが分かるという文献である。この本の存在をもっと早く知っていれば、筆者は何も苦労しなくて済んだであろうと悔やんでいる。

筆者が「くらしとしごと」を見つけたのは、滋賀県立図書館だ。利用制限がかかっている「滋賀の部落」とは対照的に開架に置かれていて、貸し出し、コピーも自由だ。さらに、近江八幡市

役所では、1冊1500円で販売されている。

この本は、タイトル通り近江八幡市内の同和地区の「くらし」と「しごと」を、末広、堀上、大森、住吉、八幡の順に解説したものである。もちろん、同和地区を返上した若宮町のことを特別に解説した章はない。しかし、他の地区のことを解説する中で、若宮町のこともしっかりと触れられている。というのも、近江八幡の同和地区を知る上で、若宮町のことには避けて通れない理由があるのだ。そして、それは若宮町が有名である理由と共通する

若宮町は、全国水平社初代委員長の南《みなみ》梅吉《うめきち》の出身地なのである。「くらしとしごと」には南梅吉の写真が載っており、そのキャプションには「全国水平社の初代委員長南梅吉は近江八幡市内の被差別部落出身である」と書かれている。そして、同じページの本文中にある堀上町の老人の証言を引用しよう。

岡崎公会堂を借りて、水平社を創立するという。全国から志のある人が寄って来た。その中で、おっちょこちょいというのか、おだてられたというのか、それが若宮の南梅吉や。梅吉は幼名を音吉といていた。あの人の兄の葬式に、うちの親父らが行ったら、十座（若宮）が上を下への大騒ぎ。今度、水平社ちゅうものができる、その大将が音や、その音が自分の兄弟の葬式に帰っていた。

全国水平社といえば、水平社宣言を書いた西光《さいこう》万吉《まんきち》や、国会議員となった松本《まつもと》治一郎《じいちろう》が有名であるが、初代委員長のことは忘れ去られている感がある。というのも、南梅吉は組織内の抗争により失脚し、後に日本水平社と呼ばれる融和団体を作ったことから、言わば部落解放運動の「裏切り者」として扱われているからだ。「くらしとしごと」には南梅吉について多くのことは書かれていないのだが、これを読む限り彼は水平社の草創期のメンバーである西光万吉や松本治一郎に比べると凡庸《ぼんよう》な人物であり、周囲におだてられて水平社の委員長に担ぎ上げられてしまったような印象を受ける。

また、若宮町が有名なのは「中小森村内3部落」の中では最大の部落であり、商店が多かったことから他の部落から見ると物流の中継点として重要だったことがあるだろう。そのにぎわいは、本の中で「若宮は船の着かん港や」と表現されている。

ともかく、若宮町が「被差別部落」だったことは市役所が販売されている本に書かれている上、公然の事実であることは間違いない。京都新聞の記事が掲載された当初、2ちゃんねるでは「マジで糾弾される5秒前」などと騒がれたが、富士谷市長が地元からそのことを咎《とが》められたという話も聞かない。それどころか、富士谷市長の発言はそのまま市議会会議録に掲載されており、インターネットでも見ることができる。そこから、富士谷市長の発言を抜き出してみる。

ちょっと平成元年といいますと、改選があったのはたしか62年だったと思います。64年の1月で平成になったんですかね。だから、2年と少しの間ですので、十分に請願というのはまだ僕も勉強の途中であったかなと思ってんですが、要は若宮町は正直に申し上げまして、以前といいますか、被差別部落という言葉がありました。でも、若宮町の場合は同和地区というのを指定を返上されたというふうに理解してるん。それで、いわゆる同和対策事業が

そこの町内には何もなかったと。そういうことで、他の同和地区と比較しても、大変事業面ではおくれたと、あるいは環境面でも大変おくれたと。だから、それは一般事業として一般施策の中でやってくれという、そういう立場で請願をなされたというふうに僕は記憶をしてるん。

そして、「地域の課題や進ちょくをただした」市議（加藤《かとう》昌宏《まさひろ》市議）の発言は次のとおりである。

平成元年12月議会で、「明るく住みよい若宮町をつくるための総合的事業の実施について」との請願が採択されております。毎年6月の段階で採択された請願の処理状況について報告がなされます。本件については、採択以降ずっと各所管課において対応していますとだけの報告で、進行状況や到達状況がわかりません。具体的にはどのような総合的事業なのか、まちづくりのために何を実施するのかが明確でないように思います。整理をする意味で、目標とするところやこれまでの経緯について説明願います。

市議は「20年も前から若宮町で事業をやっているようだが、何をやっているのかよく分からない。当時市議会議員だった富士谷市長にこれまでの経緯を説明して欲しい」と言っているわけである。そして富士谷市長は「若宮町は同和対策事業を辞退したので、代わりに一般事業をやってほしいと地元から請願があった」という経緯を説明したのである。ちなみに、加藤昌宏市議は日本共産党所属で、堀上町在住である。

インターネットで見ることができる、最も古い会議録である平成2年9月定例会会議録でも、同様のことが話題になっており、「若宮町は、今日まで部落の完全解放に向けて自主自立路線を歩んでこられたとっております」「請願書の趣旨は、当初若宮は同和地区指定を返上をして一般施策の中で地域の環境改善をやってくれと、こういうことだったわけです」という当時の市議の発言が残っている。さらに、会議録を「若宮 同和」というキーワードで検索すると、若宮町が近江八幡市内の「被差別部落」の中でも独自路線を歩んできた歴史を垣間見ることができる。若宮町は1969年に同和対策事業の返上を議会に請願して可決されている。さらに1991年には同和地区としての実態調査を町ぐるみで拒否。若宮町と同和対策事業についてはその後も何度か議会で話題になっており、もちろんその度に若宮町が「被差別部落」であったことは公言されている。最近では平成17年3月定例会で「同和対策事業から大きく取り残された若宮町」という市議の発言がある。

結局、若宮町は同和地区だったという発言は初めてのことでなく、市議会では以前から大っぴらに議論されてきたことなのだ。しかも、発言は市議会でのやりとりの中で必然的に出てきたもので、そのことに触れなければかえって不自然だった。何のことはない、京都新聞の記者が同和地区を特別に意識し、勝手に問題発言だと思い込んだだけだったのである。

ところで、「くらしとしごと」には若宮町と南梅吉のことだけでなく、多くの興味深いエピソードが書かれている。例えば、戦後間もないころ引き上げてきた兵隊が博打をしているのを見て

、明治以前の村の掟《おきて》を持ち出して罰金をよこせと脅したという堀上町の話や、本村の中小森村より上になろうということで細工村を「大森町」に改名したという話が面白い。昔の貧しい時代や、差別事件の事も書かれてはいるが、苦労話や悲惨話に偏っているということもない。何より、最近の同和関係の文献では曖昧にされることが多い「どこで」「誰が」ということが忌憚《きたん》なく書かれている本書は貴重である。

個人的に一番の見所は、末広町の食肉業についての解説である。一般のメディアではなかなか触れられない、同和と肉屋の関係を知ることができる。この本を読みながら近江牛を食べれば、3倍は旨く感じられることは間違いない。

「近江八幡の部落史—くらしとしごと」は近江八幡市役所その他、近江八幡市内の公民館、図書館、書店、通信販売でも買うことができる。購入のお問い合わせは、近江八幡市役所 協働政策部・地域文化課 市史編纂室 電話 0748—33—2118 まで。（鳥）



### 第3回口頭弁論 裁判官の交代

4月21日、大津地方裁判所で第3回口頭弁論が開かれた。今回の大きなポイントは3つある。

1つめは、県が戸籍の不正取得により部落差別が行われているという趣旨の主張をしたことである。そこで、私の戸籍謄本を提出した。戸籍が部落差別に使われるというのであれば、私の戸籍からどうやって部落出身を判別できるのか、県側に説明してもらおうという考えだ。私の場合、本籍地は実家の住所（鳥取県鳥取市 | 下味野《しもあじの》）のままで、近くに隣保館がある。しかし、同和減免を申請してみたところ受け付けてもらえなかった（本誌2010年11月号「同和対策固定資産税減免を申請するとどうなるか」）ので、多分同和地区ではないと思うのだが、正確なところは未だに不明である。

探偵や興信所が部落出身かどうかを調査しているのかどうか、これも実際に滋賀県内の探偵社に聞いてみた。「ガルエージェンシーびわ湖」と「総合探偵社シークレットジャパン滋賀」によれば、やはり部落出身かどうかを調査することはしていないということである。理由は、実際に調査できるのかどうかという以前に「人権問題になってしまうから」ということなのである。最初は客を装ってたずね、裁判のために調べているということは後で告げた結果なので、少なくとも探偵社がどこでも部落出身かどうかを調査しているということはある得ないだろう。

2つめは、住居表示の変更前と変更後の新旧対照表が個人に関する情報であるとされた、過去の判例との関係である。この判例は、大阪府堺市が保有する文書に対する情報公開訴訟の判決の中で出てきたものである。

そこで、堺市の担当者に問題の新旧対照表とはどのようなものだったのか聞いてみた。住居表示の新旧対照表は、単に過去の地名と新しい地名が書かれたものではなく、1つ1つの土地に対する詳細なものであり、地番だけでなく土地の所有者も書かれていたものだったという。つまり、もとは名簿のようなもので、文字通り個人情報である。しかし、個人名だけ消せば公開情報ではないかということが裁判で争われたのである。

堺市の同和地区といえば協和町《きょうわちょう》で、1957年に現在の名前になる前は耳原《みみはら》、または | ちぬが [ # 圏点 &#xFE45; ] 丘 [ # 圏点 &#xFE45; ] と呼ばれていた。堺市が危惧していたのは、住居表示の変更履歴により特定の土地が過去に被差別部落の地名を称していたか調査されるということである。もちろん、被差別部落の地名が分からなければそのような調査はできないので、被差別部落の地名は知られているということが前提なのである。つまり、滋賀県のように同和地区の地名が知られるかということが問題なのではなくて、問題となった情報は漠然とした地域名ではなく特定の個人が所有する土地の住所だったのである。

3つめは、情報公開法の立法趣旨として、個人に関する情報に同和地区名が含まれているかどうかだ。県の説明によれば、政府の第45回情報公開部会において「特定の個人が識別され得ない状態で開示することによっても個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報」とは具体的にどのようなものかという塩野《しおの》宏《ひろし》東京大学名誉教授の質問に対し、角田《つのだ》禮次郎《れいじろう》元内閣法制局長官が「地域改善対策等に関する情報」が含まれる旨を答えている。

おそらく、県がいう通り情報公開法を制定する際に同和地区名が分かる情報は非公開にするということは念頭にあったのだろう。ただ、そのような規定を法律に盛り込むことが困難であったことから、諦めてしまったのではないかと思われるフシがある。それが県も指摘している第51回行政情報公開部会で佐藤《さとう》幸治《こうじ》京都大学名誉教授が大阪府の情報公開条例の制定に関わったことについて触れた次の発言だ。

条例を作るときに、なぜ地名がプライバシーの保護なのかということでもいろいろ議論して、大変表現が難しかったことがあった。ここも趣旨はよく分かるが、もう少しうまく書けないかなという非常に虫のよい注文をさせてもらった。

それに対する角田禮次郎氏の感想がこれである。

地域的な集団の話だって絶対にできないし、「病氣」というのもいかなものかという気がしている。それを落としてしまって開示されると、ある特定の集団に属する全ての人に対して不当な偏見差別を引き起こすなどという話も、何を考えているんだと言われると嫌らしいので、この辺のところはもう少しあっさり書いた方がよいのかなという気はしている。代わりの言葉を考えるくらいならもうやめてしまった方がよいのではないかという気もする。

そして、佐藤幸治氏も角田禮次郎氏に対して「私もその方がよいと思う」と同意した。つまり、「同和地区の場所は非公開ですよ」ということを法律に盛り込もうとしたものの、どんな表現であろうとそれのような規定を入れること自体が「嫌らしい」ものになってしまうため断念したのである。

私はこれらの点を中心に県に対して反論した準備書面を提出した。

去る4月1日付で石原《いしはら》稚也《ちがや》裁判長が大阪地方裁判所に異動になったため、今回からは長谷部《はせべ》幸弥《ゆきや》裁判長に交代した。交代から日も浅いため、まだ完全に引継ぎが終っていないと見えて、裁判長が書類を確認しながらの裁判となった。そのため、石原裁判長の時のような鋭い突っ込みもなかった。

ただ、現在のところ私は東近江市と近江八幡市など一部の地域の条例しか証拠として提出していなかったため、これを全部提出するかどうかを裁判長から確認された。私は一度は今のままでいいと言ったものの、また次回口頭弁論があるということだったので、全て提出することにした。そこで、6月9日13時20分に開廷されることになった第4回口頭弁論に向けて、滋賀県下の地域総合センターがあった全ての町の条例を集めているところである。

## 全ての隣保館と教育集会所の名称をコンプリート

こうして、滋賀県内各地の市役所、町役場に電話して地域総合センターの設置管理条例を請求したわけだが、一部をのぞいて、比較的スムーズにすすんだ。

いちばん楽だったのはファックスで送付してくれた自治体で、日野町《ひのちょう》、湖南《こなん》市、長浜《ながはま》市、米原《まいばら》市である。ちなみに長浜市の旧 | 虎姫町《とらひめちょう》では地域総合センターの設置管理条例が存在せず、代わりに「虎姫町総合センター設置運営規程」という“規則”を制定していた。担当者によれば、地域総合センターは「施設」ではなく「機能」であるという解釈でそのようにしていたそうだ。ただ、例規集に掲載されていることから、条例に準ずる方法で公布されており、内容が公になっていたことは変わらないだろう。

次に楽だったのは送料・コピー代負担で郵送してくれた自治体で、豊郷町《とよさとちょう》、甲良町《こうらちょう》、野洲《やす》市である。豊郷小学校の校舎取り壊し問題以降、あまりよい噂を聞かない豊郷町であるが、意外にも送料コピー代負担なしで送ってもらえた。県内一の同和地区人口率を誇る甲良町も、非常に丁寧な対応であった。

愛荘町《あいしょうちょう》、彦根《ひこね》市、近江八幡《おうみはちまん》市には情報公開請求を行った。愛荘町には手続きなしで送ってもらえないか一度電話で問い合わせたものの、例の同和地区問い合わせ問題があったのであまり関わりたくないためか連絡が途絶えたので、一方的に情報公開請求書を送った。まだ情報公開請求の結果は出ていないのだが、さすがに非公開ということはないと思われる。

残りの草津《くさつ》市、大津《おおつ》市は市役所の情報公開室にある公報を取得しないといけないので、次の口頭弁論の前に直接出向くつもりである。

こうして着々と手元に情報が集まっているわけであるが、ついに地域総合センター要覧に掲載された、滋賀県内54ヶ所の地域総合センターと、44館の隣保館、41所の教育集会所の名前が明らかとなった。次がその全リストである。

センター名	所在地	所属施設
坂本市民会館	坂本六丁目33-19	坂本市民会館 坂本教育集会所
昭和会館	昭和町15-25	昭和会館
下龍華会館	伊香立下龍華町584-157	下龍華会館
田上会館	稲津一丁目10-20	田上会館
皇子が丘市民会館	皇子が丘一丁目9-10	皇子が丘市民会館
東山会館	里根町163-1	東山会館
広野会館	犬方町848-1	広野会館 広野教育集会所 千草文化会館

長浜市地域総合センター	西上坂町 1 2 0 4	長浜市教育集会所 末広会館
末広地域総合センター	武佐町 2 7	末広第 1 教育集会所 末広第 2 教育集会所 八幡会館
八幡地域総合センター	出町 6 3 - 1	八幡教育集会所 八幡教育集会所別館 住吉教育集会所 桐原会館
桐原地域総合センター	中小森町 1 1 7 8	大森教育集会所 掘上教育集会所
野口地域総合センター	野口町 6 0	野口会館 野口教育集会所
小脇町宮地域総合センター	小脇町 1 4 3 5	小脇町宮会館 小脇町宮教育集会所
平田町駅前教育集会所	平田町 1 2 8	平田町駅前教育集会所
新田会館	木川町 8 9 8 - 3	新田会館 新田教育集会所
橋岡会館	橋岡町 7 6	橋岡会館 橋岡教育集会所
西一会館	草津町 1 4 4 6 - 1	西一会館 西一教育集会所
芦浦会館	芦浦町 3 1 9 - 8	芦浦会館 芦浦教育集会所
守山市地域総合センター	矢島町 3 0 9 1	守山市同和对策集会所
十里会館	十里 4 0 1	十里会館
有隣館	北比江 8 5	有隣館
野洲町総合センター	小篠原 1 7 8 0	野洲町立地域総合センター 和田集会所
松籟会館	石部 2 6 5 5 - 1	松籟会館
岩根会館	岩根中央 1 - 1 8	岩根会館
夏見会館	夏見 1 5 0 5	夏見会館
三雲会館	三雲 7 2 9	三雲会館 三雲教育集会所
柑子袋会館	柑子袋 8 6 8	柑子袋会館
宇川会館	宇川 1 1 4 3	宇川会館

泉教育集会所	泉 8 2 7	泉教育集会所
新城教育集会所	新城 5 5 7	牛飼教育集会所
		新城教育集会所
		大久保教育集会所
甲賀町地域総合センター	相模 1 6 5 - 1	大原中教育集会所
		相模教育集会所
		上野教育集会所
梅田会館	大野 3 9 8 8	梅田会館
清和会館	北土山 2 7 4 7 - 2	清和会館
かえで会館	森尻 6 7 0	かえで会館
信楽町地域総合センター	西 3 4 9 - 4	西教育集会所
さつき会館	桑実寺 1 7 3	さつき会館
石塔会館	石塔 3 6	石塔会館
日野文化会館	豊田 3 0 4	日野文化会館
		日野町教育集会所
愛東町地域総合センター	梅林 2 1 7	愛東町人権啓発センター
		梅林会館
		長塚会館
秦荘町総合センター	長塚 1 5 9	長塚教育集会所
		川久保保愛館
川久保保愛館	川久保 1 6 4 - 1	川久保教育集会所
		山川原会館
山川原会館	山川原 1 2 6 - 1	山川原教育集会所
		豊郷町隣保館
大町地域総合センター	大町 1 5 5	大町教育集会所
		三ツ池教育集会所
三ツ池地域総合センター	三ツ池 4 3 - 1	三ツ池教育集会所
呉竹地域総合センター	呉竹 1 6 8 - 1	呉竹住民センター
長寺地域総合センター	長寺 4 3 2	長寺福祉館
三吉会館	三吉 1 1 0 1	三吉会館
上多良文化センター	朝妻筑摩 3 8 - 1	上多良文化センター
一色教育集会所	一色 6 8 5	一色教育集会所
		虎姫町文化館
虎姫町総合センター	酢 2 8 0 - 1	虎姫町教育集会所
		木之本町文化センター
木之本町地域総合センター	田部 5 4 2	木之本町教育集会所
		今津町社会教育会館
今津町社会教育会館	浜分 3 8 7 - 1	今津町社会教育会館



安曇川町文化会館  
音羽上教育集会所

三尾里 3 7 5 - 2  
音羽 6 3 2

安曇川町文化会館  
音羽上教育集会所

この表は要覧内に出てくる地域総合センターの順序通りである。現在施設名地名などが黒塗りで開示されている要覧は、ほぼ丸裸になったと言え、要覧を非公開とすることは無意味化しつつある。

ただ、そのことと裁判で正式に公開との判決が出るかどうかは別問題だ。ひょっとすると、条例に記載されていた施設名と位置は公開で、要覧に記載された同和地区名は非公開という落とし所があるかも知れない。ただ、そうするとなぜ地名が個人情報なのかという「嫌らしい」説明を裁判官がしなければならなくなるので、それはしないのではないかと、個人的には思う。

さらに、今回は準備書面と一緒に提出した追加の証拠がある。滋賀県の同和地区一覧が掲載された「滋賀の部落」は県立図書館で利用制限がかけられており、私が利用を申請したところ拒否されてしまったのであるが、実は県立図書館には他にも同和地区名が書かれた本がある。例えば「同和と在日文献の旅」で採り上げている「近江八幡の部落史—くらしとしごと」がそれだ。他にも草津市の新田《しんでん》地区、旧 | 中主町《ちゅうずちょう》、旧野洲町、旧 | 栗東町《りっとうちょう》の同和地区を紹介した図書があるので、いずれ本誌でもご紹介したい。

(鳥)